平成２２年（フ）第８４８５号
神奈川県相模原市南区東大沼２丁目19―５
破産者　中村　和弘
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５４９号
東京都品川区上大崎３丁目12番14号
破産者　株式会社ｅｓ
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５５０号
東京都渋谷区恵比寿３丁目29番16号
破産者　株式会社テット
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５５１号
東京都港区三田４丁目17―19―202
破産者　島田　哲也
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０１２３号
東京都新宿区新宿２丁目７番３―904号
破産者　株式会社サンステーション
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０３４１号
東京都大田区西蒲田７丁目10番１号　相互西蒲田ビル５Ｆ
破産者　株式会社トライペックス
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９０１号
東京都三鷹市牟礼４丁目２番11号
破産者　斎藤　良太
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３５３号
相模原市南区下溝102番地
破産者　有限会社坂伊建興
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９０号
富山市黒瀬北町２丁目８番地６　信開ドムス黒瀬2407
破産者　有限会社スペースプロデュース
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５２号
山梨県甲府市上今井町473番地の３
破産者　有限会社オフィスオグチ
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
長野県安曇野市穂高有明1061番地１
破産者　中央住設株式会社
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８４号
三重県名張市梅が丘南５番町54番地
破産者　山下　維祥
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２０年（フ）第８４２４号
大阪市平野区西脇２丁目１番５号
破産者　株式会社第一企画
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８９号
大阪市浪速区恵美須西１―２―16　ラバンジール恵美須405号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大東市南新田１丁目14番504号
破産者　株式会社トータル
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５５号
大阪府枚方市星丘４丁目15番４号
破産者　株式会社ウィークエンドハウス
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０１４号
大阪市中央区南新町２丁目３番７号
破産者　ベクター株式会社
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５６号
大阪府吹田市竹谷町22番15号
破産者　株式会社斉善組
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５８０号
大阪市生野区小路東２丁目３番27号
破産者　株式会社卓信住建
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６８１号
大阪市住吉区南住吉１丁目25―12
破産者　株式会社トリニティ関西
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０３５号
大阪府門真市岸和田３丁目１番13号
破産者　株式会社進栄工芸
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１０号
大阪府枚方市大垣内町２丁目８番10号
破産者　株式会社フローラルホーム
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７８１号
大阪市都島区片町１―１―20　グラントピア片町601号、商業登記簿上の本店所在地大阪市城東区野江１丁目13番３―911号
破産者　ＪＡＰＣＯＮ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ有限会社
1　決定年月日　平成22年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部